

## 社会福祉法人二宮町社会福祉協議会会議傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 社会福祉法人二宮町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の別表1に定める会議の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って入場して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員（3名）になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為を行わないこと。

### 3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。
- (3) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の傍聴をお断りすることがあります。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表1

傍聴者受け入れ会議一覧表

No.	会議の名称
1	評議員会
2	年末たすけあい配分委員会